

## 令和2年度稲美町地域公共交通会議 会長の選任について

委員の選出母体において異動等による役員の交代があったため、今年度に5名の委員の交代がありました。そのうち、当地域公共交通会議の会長に就任されておりました、六分一自治会の田中委員もこの度交代となっています。

稲美町地域公共交通会議設置要綱に、第5条第2項に「会長及び副会長は、委員の互選により定める」とあります。今回の会議は書面による開催ということもあり、事務局案をお示し、お諮りしたいと思います。

## 1. 新会長（事務局案）

所属	役職等	委員名
稲美町自治会長会（地区代表住民）	自治会長会（上新田）	田河 博

## 2. 旧会長（参考）

所属	役職等	委員名
稲美町自治会長会（地区代表住民）	自治会長会（六分一）	田中 光久

## 3. 選任理由

これまで自治会長会から推薦いただいた、【田中】委員が当地域公共交通会議の会長に就任されており、後任である【田河】委員に会長をお願いしたいと考えます。

## 4. 参考（現在のほかの役職）

本会議での役職	所属	役職等	委員名
副会長	稲美町社会福祉協議会	事務局長	大野 千春
議長	兵庫県立福祉のまちづくり研究所	博士（工学）	北川 博巳

また、引き続き副会長は【大野】委員に、議長は交通政策全般に経験豊富な北川委員に引き続きお願いしたいと思います。

## ○稲美町地域公共交通会議設置要綱

(平成24年5月24日要綱第25号)

改正 平成26年3月20日要綱第4号 平成29年8月21日要綱第41号

## (設置)

第1条 稲美町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄事第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号)第3条第1項の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

## (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 生活交通ネットワーク計画の策定調査、策定及び変更の協議に関すること。
- (3) その他交通会議が必要と認める事項

## (組織)

第3条 交通会議は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から町長が委嘱する。

- (1) 住民又は利用者の代表
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその関係団体の職員
- (3) 稲美町長又はその指名する者
- (4) 近畿運輸局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 兵庫県道路管理者又はその指名する者
- (7) 兵庫県加古川警察署長又はその指名する者
- (8) 学識経験者
- (9) その他町長が交通会議の運営上必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 交通会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けるときは、これを代理する。

## (会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長又はその指名する者が議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、会議出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 委員は、事故その他やむを得ない理由により交通会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 5 交通会議は、公開とする。ただし、会長が必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(意見等の聴取)

第7条 会長は、その所掌事務を遂行するため、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 会長は、必要に応じて交通会議に専門部会を置くことができる。

(協議結果の取扱)

第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、経営政策部において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則(平成26年3月20日要綱第4号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年8月21日要綱第41号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。